

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○平成15年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(北海道選挙管理委員会事務局所管分).....	(市町村課)	146
○一般競争入札の実施.....	(統計課)	147
○北海道環境影響評価条例による第2種事業に係る判定の基準の一部改正.....	(環境政策課)	148
○平成15年度薬種商販売業認定試験の実施.....	(薬務課)	148
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出.....	(地域産業課)	150
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出.....	(地域産業課)	151
○肥料の登録の有効期間の更新.....	(道産食品安全室)	152
○土地改良区が行う交換分合計画の申請.....	(農地調整課)	152
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(土地改良指導課)	153
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課)	154
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	154
○土地改良事業の工事の完了の届出.....	(土地改良指導課)	154
○家畜伝染病検査の命令.....	(酪農畜産課)	155
○農林水産大臣権限の種畜証明書の交付の通知.....	(酪農畜産課)	155
○種畜証明書の交付.....	(酪農畜産課)	156
○平成15年定期種畜検査の有効期間延長の通知.....	(酪農畜産課)	160
○農林水産大臣権限の種畜証明書の書換交付の通知.....	(酪農畜産課)	160
○一般競争入札の実施.....	(道有林課)	160
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	161
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	161
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	164
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	164
○建設業者に対する監督処分.....	(建築情報課)	164
○一般競争入札の実施.....	(建設部総務課)	166
○基本測量の実施の通知.....	(建設部総務課)	167
○公共測量の終了の通知.....	(建設部総務課)	167

○道路の区域の決定.....	(道路整備課)	167
○道路の区域の変更(2件).....	(道路整備課)	167
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	169
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	169
○公有水面の埋立ての免許の出願.....	(河川課)	170
○2級河川の指定.....	(河川課)	170
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....	(河川課)	171
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧.....	(都市計画課)	171
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧.....	(都市計画課)	171

### 公 表

○知事表彰の受賞者.....	(人事課)	172
<b>札幌医科大学告示</b>		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		172
<b>道野幌森林公園事務所告示</b>		
○北海道百年記念塔前駐車場の使用料の徴収事務の委託.....		173
<b>道立中央農業試験場告示</b>		
○一般競争入札の実施.....		173
<b>道教育委員会教育庁告示</b>		
○北海道立砂川少年自然の家の使用料の徴収事務の委託.....		174
○北海道立北方民族博物館の使用料の徴収事務の委託.....		174
<b>道選挙管理委員会公告</b>		
○北海道議会議員選挙における選挙長及びその職務代理者の氏名等.....		174
<b>道人事委員会公告</b>		
○平成15年度北海道職員等採用上級・中級試験の実施.....		175
○平成15年度北海道職員採用上級試験(民間企業等職務経験者)の実施.....		178
<b>道公安委員会規則</b>		
○警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則... ..		180
<b>道公安委員会告示</b>		
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....		181
○第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施.....		190
○大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施.....		192
<b>道函館方面公安委員会告示</b>		
○第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施.....		193
○大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施.....		195

4月23日～6月30日は「インターネットを介した電子申請」の特別推進期間です。

道旭川方面公安委員会告示

- 第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施..... 197
- 大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施..... 198

道釧路方面公安委員会告示

- 第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施..... 200
- 大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施..... 201

道北見方面公安委員会告示

- 第一種免許に係る技能検定員及び教習指導員の資格審査の実施..... 203
- 大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員及び教習指導員資格審査の実施..... 204

公布された規則のあらまし

警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部改正（北海道公安委員会規則第4号）

1 趣旨

最近におけるテロをめぐる情勢その他警備業務を取り巻く情勢の変化を踏まえ、警備業者等が携帯できる護身用具を追加することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 携帯を禁止する護身用具から除外されるものを追加した（第2条関係）。
- (2) 護身用具の携帯を制限する業務から除外されるものを追加した（第3条関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

告 示

北海道告示第688号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

（北海道選挙管理委員会事務局所管分）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
明るい選挙推進事業 明るい選挙の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	広域的区域の中核となる市	市の選挙管理委員会が明るい選挙推進のために行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 話し合い活動 (2) 明るい選挙推進事業の中核となる指導者及び話し合い活動等の助言者の養成及び研修 (3) 資料の作成及び提供 (4) 講演会、討論会、学級講座等の開催 (5) 関係団体及び関係機関と協議し、その決定に基づき行う事業 (6) 知事が適当と認めた関係団体に対	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 総務第7号様式 総務第8号様式	共通第29号様式 総務第9号様式 総務第10号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 道選挙管理委員会事務局支所（札幌市にあっては、道選挙管理委員会事務局）	明るい選挙推進事業計画変更承認申請書の様式は、総務第11号様式によること。

北海道告示第689号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 労働力調査1年目調査報償品購入に係る調達（単価契約）をする物品等の名称及び数量等

ア 調達（単価契約）をする物品等の名称及び数量

(ア) 調達をする物品等の名称

タオルハンカチ2枚組及びシャープペンシルのセット

なお、タオルはタオル用ポリエチレン袋に、シャープペンシルはのし袋に入れる。

(イ) 調達をする物品等の予定数量

8,228個

イ 調達をする物品等の仕様等

(ア) タオルハンカチ

a 素材 綿100%

b 糸使い パイル糸 16番手単糸（都築紡績TS製（国産）又は日本紡績協会の会員会社が日本国内で製造した同等品とする。以下同じ。）

縦糸 20番手単糸

横糸 20番手単糸

c サイズ 約250mm×250mm±3%

d 刃付 約30g/枚±3%

e 密度 おさ50本、打込み52本（インチ間）

f 加工 耳メロー巻き、ヘム総吊り

g 柄 無し

h 染色 (a) 草木による本手染め（機械染め不可）

(b) 山桃（黄色）及びえんじゅ（緑色）又は同色系

i その他 (a) 財団法人日本環境協会の「無漂白タオル」（エコマーク）の認定を受けること。

(b) 国産であること。

(c) タオル用ポリエチレン袋の仕様は、入札説明書による。

(イ) シャープペンシル

0.5ミリメートル芯を使用する物とし、その他の仕様等は入札説明書による。

(2) 労働力調査2年目調査報償品購入に係る調達（単価契約）をする物品等の名称及び数量等

ア 調達（単価契約）をする物品等の名称及び数量

(ア) 調達をする物品等の名称

フェイスタオル及びシャープペンシルのセット

なお、タオルはタオル用ポリエチレン袋に、シャープペンシルはのし袋に入れる。

(イ) 調達をする物品等の予定数量

8,194個

イ 調達をする物品等の仕様等

(ア) フェイスタオル

a ニナリッチ「クオーレ」品番 N R F O 2003 スドウ株式会社 白色

b ヒロココシノ「ヴォイス」品番 K H - 1055 日織商工株式会社

c フィラ「F・ソリッド」品番 F A - 1079 日織商工株式会社 白色

d ヨシエイナバ「クロワール」品番 I Y - 2095 日織商工株式会社 青色

e a から d までの品目から1種類を選んで入札すること。

f 2枚組のフェイスタオルはフェイスタオル1枚ずつに分割して取り扱うこととする。

g 最低価格の品目を調達する。

h フェイスタオル及びタオル用ポリエチレン袋等の詳細は入札説明書による。

(イ) シャープペンシル

0.5ミリメートル芯を使用する物とし、その他の仕様等は入札説明書による。

2 契約期間 契約締結の日から平成16年3月31日まで

3 納入場所 北海道総合企画部統計課

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

5 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課  
(2) 交 付 期 間 平成15年4月18日から24日までの間  
(3) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道庁別館3階経済部2号会議室  
(2) 入 札 日 時  
ア 1の(1)のア 平成15年5月1日（木）午前11時  
イ 1の(2)のア 同 午前11時15分  
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。  
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 入札申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札申込書を1に規定する契約ごとに提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年4月24日  
(2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

13 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。  
なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算するものとする（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てる。）。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部統計課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第690号

平成11年北海道告示第126号（北海道環境影響評価条例による第2種事業に係る判定の基準）の一部を次のように改正する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

1の(5)の力中「第10条」を「第5条」に改める。

1の(5)のシ中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定」を「指定」に改める。

北海道告示第691号

薬事法（昭和35年法律第145号）第28条第2項の規定による薬種商販売業認定試験を次のとおり実施する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

1 試験の種類

(1) 薬種商販売業認定試験（以下「認定試験」という。）

ア 開業計画による認定試験

薬種商販売業を行おうとする者が、具体的な開業場所（店舗）を示した開業計画書を提出し受験するもの

イ 許可申請による認定試験

薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第3条の規定に適合する店舗を有している者が、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第30条第1項に規定する許可申請書等を提出し受験するもの

(2) 薬種商販売業承継者試験（以下「承継者試験」という。）

- 現在、薬種商販売業、薬局又は一般販売業として許可を受けている店舗を将来的に薬種商販売業者として承継することを目的として受験するもの
- 2 受験資格  
次の各試験について、それぞれの条件のいずれにも該当する者
- (1) 認定試験  
ア 具体的な開業場所（店舗）を示した開業計画を有しているか、又は薬局等構造設備規則第3条の規定に適合する店舗を既に有しており、合格後3年以内に薬種商販売業の業務を行うことが確実であると認められる者  
イ 省令第30条の2各号のいずれかに該当する者（具体的には、旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による修業年限5年の中学校若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した後、1日8時間、週40時間を原則として3年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）若しくは薬種商販売業の実務に従事した者又は中学校卒業であっても知事が認めた者をいう。）
- (2) 承継者試験  
ア 薬種商販売業者（法人にあっては、当該業務を行う役員）、自ら管理する薬局の開設者及び自ら店舗を管理する一般販売業者（卸売一般販売業者を除く。以下「薬種商等」という。）の配偶者又は直系卑属若しくはその配偶者のうちの1人  
イ 将来承継を予定している店舗の承継者となることが確実であると認められる者  
ウ 省令第30条の2各号のいずれかに該当する者
- 3 試験の期日  
平成15年7月18日（金）午前9時30分から午後2時30分まで
- 4 試験地  
札幌市
- 5 試験科目及び試験方法  
(1) 試験科目  
ア 学説試験  
    (ア) 薬事法規  
    (イ) 医薬品の性状、貯蔵その他取扱方法  
    (ウ) 公衆衛生に関する常識  
イ 実地試験  
    医薬品の識別及び取扱方法  
(2) 試験方法  
試験は、筆記の方法により実施する。
- 6 提出書類

- (1) 認定試験の提出書類
- ア 薬種商販売業試験受験願書（開業計画又は許可申請による認定試験） 1部  
イ 省令第30条の2各号に規定する受験資格を有することの証明書  
    (ア) 卒業証明書等 1部  
        高等学校等の卒業者にあっては最終学歴に関する卒業証書の写し又は卒業証明書、薬種商試験の受験資格を認定できる薬種商課程を有する専門学校（以下「専門学校」という。）の卒業者にあっては当該学校長の発行する実務研修終了証及び卒業証書の写し又は卒業証明書、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第23号）による大学入学資格検定（以下「大検」という。）の合格者にあっては合格証書の写し又は合格証明書  
    (イ) 医薬品販売業の実務に関する証明書 1部  
        薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）若しくは薬種商販売業の実務に3年（専門学校の卒業者にあっては、2年）以上従事したことに  
        関する証明書  
ウ 写真（提出前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した名刺判上半身像のもの） 1葉  
エ 戸籍抄本 1部  
オ 履歴書（最終学歴及び医薬品販売の実務経験について記載したもの） 1部  
カ 返信用封筒（受験票の送付先を記載して返信用切手（80円）をはった定形のもの） 1通  
キ 省令第30条第1項に規定する申請書（許可申請者に限る。） 1部  
ク 省令第30条第2項に規定する添付書類（許可申請者に限る。）  
    (ア) 構造設備の概要及び店舗の平面図 1部  
    (イ) 申請者が法人であるときは、登記簿の謄本 1部  
    (ウ) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるかにかんする医師の診断書 1部
- (2) 承継者試験の提出書類
- ア 薬種商販売業試験受験願書（承継者試験） 1部  
イ 省令第30条の2各号に規定する受験資格を有することの証明書  
    (ア) 卒業証明書等 1部  
        高等学校等の卒業者にあっては最終学歴に関する卒業証書の写し又は卒業証明書、専門学校の卒業者にあっては当該学校長の発行する実務研修終了証及び卒業証書の写し又は卒業証明書、大検の合格者にあっては合格証書の写し又は合格証明書

- (イ) 医薬品販売業の実務に関する証明書 1部  
 薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）若しくは薬種商販売業の実務に3年（専門学校卒業者にあっては、2年）以上従事したことに  
 関する証明書
- ウ 店舗の承継に関する確認書 1部
- エ 写真（提出前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した名刺判上半身像のもの） 1葉
- オ 戸籍の謄本又は抄本（受験者と薬種商等との関係が明らかになるもの） 1部
- カ 登記簿の謄本（承継を予定している店舗の営業者が法人の薬種商販売業者である場合に限る。） 1部
- キ 履歴書（最終学歴及び医薬品販売の実務経験について記載したもの） 1部
- ク 返信用封筒（受験票の送付先を記載して返信用切手（80円）をはった定形のもの） 1通
- 7 受験手数料等
- (1) 受験手数料は、2万円とする（受験願書に2万円に相当する額面の北海道収入証紙をはり付け、申請者の印章又は署名により消印すること。）。
- (2) 省令第30条第1項に規定する許可申請書を提出する者は、受験手数料のほかに医薬品販売業許可申請手数料として3万100円を徴収する（許可申請書に3万100円に相当する額面の北海道収入証紙をはり付け、申請者の印章又は署名により消印すること。）。
- 8 書類の受付期間及び提出先
- (1) 受付期間  
 平成15年5月15日（木）から6月13日（金）まで（送付の場合は、6月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- (2) 提出先  
 最寄りの道立保健所（支所を含む。）  
 なお、札幌市、旭川市、小樽市及び函館市で薬種商販売業を行おうとする者については、店舗の所在地を所管する保健所
- 9 問い合わせ先  
 北海道保健福祉部薬務課薬事係（電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 564）又は保健所（支所を含む。）
- 10 その他
- (1) 試験会場は、受験者に送付する受験票により通知する。
- (2) 受験願書の提出後は、受験しない場合でも受験手数料を返還しない。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年8月8日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

春採湖ショッピングセンター

釧路市春採7丁目233番16

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

釧路新開発株式会社 代表取締役 太田 茂樹

釧路市新橋大通1丁目2番20号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役社長 村中 誠二

札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

イ 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 樹

札幌市東区北24条東20丁目1番24号

ウ 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号

エ 株式会社ニューステップ 代表取締役社長 高田 寛司

東京都中央区新川1丁目22番10号

オ 株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 玉塚 元一

山口県山口市大字佐山717番地1

カ 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 村田 晃啓

兵庫県姫路市飾東町庄266-1

キ 株式会社ムラタ 代表取締役社長 大村 禎史

札幌市厚別区厚別南2丁目11-31

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年12月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,190m<sup>2</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 390台
- イ 駐輪場の収容台数 60台
- ウ 荷さばき施設の面積 340㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 103m<sup>3</sup>

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
マックスバリュ北海道株式会社	午前 9 時	午後 11 時
株式会社ツルハ		
株式会社しまむら		
株式会社ニューステップ	午前 9 時	午後 9 時
株式会社ファーストリテイリング		
株式会社西松屋チェーン		
株式会社ムラタ		

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

2 届出年月日

平成 15 年 3 月 31 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課、北海道釧路支庁商工労働観光課及び釧路市経済水産部商業労政課

(2) 縦覧期間

平成 15 年 4 月 18 日（金）から 8 月 18 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（釧路市にあっては、午前 9 時から午後 5 時 15 分まで）

北海道告示第 693 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更についての届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 15 年 8 月 18 日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 15 年 4 月 18 日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社

札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

代表取締役 関 寛

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アシル砂川

砂川市東 1 条南 11 丁目 4 番 1 号ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ゲオイエス 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時

（変更後）株式会社ゲオイエス 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 翌午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで（年 60 日間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで）

（変更後）午前 9 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで（年 60 日間は、午前 8 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで）

(4) 変更する年月日

平成 15 年 4 月 4 日

(5) 上記 (3) の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者氏名又は称	代 表 者 氏 名	住 所
株式会社ふじ	代表取締役 六車 寛	旭川市流通団地1条1丁目33番地の1
有限会社ミユキクリーニング	代表取締役 岸本 弘	歌志内市字本町73番地
有限会社リンケイ堂	代表取締役 林 裕幸	空知郡上砂川町字上砂川62番地
株式会社サッポロドラッグストア	代表取締役 富山 睦浩	札幌市北区太平3条1丁目2番18号
株式会社松伸	代表取締役 越田 達也	札幌市中央区南3条東3丁目22番地
株式会社ゲオイエス	代表取締役 稲生 克典	札幌市東区北10条東5丁目30番地3

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,201m<sup>2</sup>

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 140台
- (イ) 駐輪場の収容台数 40台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 134m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 34m<sup>3</sup>

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
4箇所（入口1箇所、出口1箇所、出入口2箇所）
- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ふじ	午前10時 (年60日間午前9時)	午後10時
有限会社ミユキクリーニング	午前10時	
有限会社リンケイ堂		
株式会社サッポロドラッグストア		
株式会社松伸		

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年4月3日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道空知支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年4月18日（金）から8月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

**北海道告示第694号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効  
期間を更新した。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生 産 業 者			登録有効期限
					名	称	住 所	
北海道 第2637号	炭酸カルシウム 肥料	6.0粒状苦土炭酸 カルシウム肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 6.0	その他の制限事項は公定規格 のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	平成21. 4.29	

**北海道告示第695号**

上ノ国土改良区から、中須田地区の農用地等の交換分合計画の申請があったので、土地

改良法（昭和24年法律第195号）第99条第5項の規定により告示する。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成15年4月18日から30日間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

**北海道告示第696号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

**浜益土地改良区**

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成15. 4. 4	理事	袴田 明雄	浜益郡浜益村大字実田村字オサツナイ19番地
同	同	同	袴田 勝	浜益郡浜益村大字実田村85番地の1
同	同	同	山本 義春	同 大字川下村1301番地
同	同	同	羽山 明雄	同 大字柏木村24番地
同	同	同	野村 武美	同 大字柏木村3番地13
同	同	同	笹 賢一	同 大字柏木村68番地1
同	同	同	湯浅 春男	同 大字柏木村42番地45
同	同	同	河野 幹男	同 大字実田村224番地2
同	同	監事	越知伊勢太郎	同 大字柏木村8番地
同	同	同	岩山 兼吉	同 大字実田村1番地
同	同	同	野村 賢一	同 大字柏木村番外地
退任	平成15. 4. 3	理事	袴田 明雄	同 大字実田村字オサツナイ19番地
同	同	同	岸本 守晴	浜益郡浜益村大字柏木村番外地
同	同	同	高橋 幸雄	同 大字柏木村番外地
同	同	同	袴田 勝	同 大字実田村85番地の1
同	同	同	山本 義春	同 大字川下村1301番地
同	同	同	佐々木一美	同 大字柏木村24番地2
同	同	同	一文字克彦	同 大字川下村132番地1
同	同	監事	越知伊勢太郎	同 大字柏木村8番地
同	同	同	岩山 兼吉	同 大字実田村1番地

**月形土地改良区**

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成15. 3.27	理事	一柳 和彦	樺戸郡月形町12番地の10
同	同	同	本城 健一	同 字南耕地1400番地1
同	同	同	山際 榮二	同 字知来乙3589番地1
同	同	同	山崎 武	同 字枯木番外地
同	同	同	岩崎 吉市	同 字赤川209番地
同	同	同	山口 憲章	同 字アッカルシュナイ1383番地
同	同	同	長瀬 繁一	樺戸郡月形町字豊ヶ丘1559番地
同	同	同	目黒 賢揚	同 999番地
同	同	同	岡 時夫	同 字札比内1257番地7
同	同	監事	堀 英雄	同 23番地17
同	同	同	笠間 盛幸	同 1032番地14
同	同	同	前田 和美	同 1010番地の407
退任	平成15. 3.26	理事	一柳 和彦	同 12番地の10
同	同	同	本城 健一	同 字南耕地1400番地1
同	同	同	吉田 正美	同 字知来乙3598番地2
同	同	同	本居 哲夫	同 字雁里9番地3
同	同	同	岩崎 吉市	同 字赤川209番地
同	同	同	山口 憲章	同 字アッカルシュナイ1383番地
同	同	同	石川 寛	樺戸郡月形町1008番地422
同	同	同	目黒 賢揚	同 999番地
同	同	同	鈴木 勝美	同 字札比内1166番地
同	同	監事	堀 英雄	同 23番地17
同	同	同	笠間 盛幸	同 1032番地14
同	同	同	吉原 一郎	同 字札比内1140番地の3

**多度志土地改良区**

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就退任の別		理事・監事の別	氏名	住所

就任	平成15. 4. 1	理 事	清原 悟	深川市宇摩1575番地
同	同	同	小島 榮一	同 多度志南1497番地
同	同	同	庄末 清孝	同 多度志541番地
同	同	同	堀井 修	同 幌内1560番地
同	同	同	近澤 和弘	同 鷹泊1406番地
同	同	同	大井 利也	同 湯内1786番地 1
同	同	監 事	竹内 譲	同 多度志160番地 1
同	同	同	竹田 武志	同 幌内216番地
退任	平成15. 3.31	理 事	清原 悟	同 宇摩1575番地
同	同	同	樋掛 諭	同 湯内1401番地 1
同	同	同	篠永 茂	同 鷹泊216番地 2
同	同	同	小島 榮一	同 多度志南1497番地
同	同	同	庄末 清孝	同 多度志541番地
同	同	同	堀井 修	同 幌内1560番地
同	同	監 事	石河 重雄	同 宇摩1505番地 1
同	同	同	竹内 譲	同 多度志160番地 1

小平町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就任	平成15. 4. 1	理 事	小林 清己	留萌郡小平町字富里832番地
同	同	同	北村 満男	同 字菊岡27番地
同	同	同	笹島 道博	同 字小平町895番地
同	同	同	関口 正義	同 字本郷78番地
同	同	同	伊藤 高男	同 字寧楽1172番地
同	同	同	向 桂作	同 字住吉647番地
同	同	同	酒井 清美	同 字達布775番地の2
同	同	同	橋村 勉	同 字大楨297番地
同	同	監 事	谷口 孝一	同 字鬼鹿田代222番地
同	同	同	中原 英雄	同 字沖内614番地
退任	平成15. 3.31	理 事	小林 清己	同 字富里832番地
同	同	同	北村 満男	同 字菊岡27番地
同	同	同	笹島 道博	同 字小平町895番地
同	同	同	関口 正義	同 字本郷78番地

同	同	同	伊藤 高男	同 字寧楽1172番地
同	同	同	向 桂作	同 字住吉647番地
同	同	同	曾我部豊晴	同 字達布179番地
同	同	同	橋村 勉	同 字大楨297番地
同	同	監 事	谷口 孝一	同 字鬼鹿田代222番地
同	同	同	西 栄一	同 字沖内609番地

北海道告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

認可年月日	土地改良区名
平成15. 4. 8	共和土地改良区
同	留辺蘂土地改良区

北海道告示第698号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年4月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	縦覧場所
忠 類	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きよ）	北海道十勝支庁
牛 首 別	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農道、農業用排水、暗きよ、土層改良）	同
更 別 東 雄	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ、区画整理、土層改良）	同
東 栄	一般農道整備（畑地帯農道網）	同
合 流	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良）	同

北海道告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、門別町土地改良区を行う土地改良（庫富地区アイヌ農林漁業対策（農業用排水））事業の工事を平成15年3月18日に完了した旨の届出があった。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第700号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

- 1 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日  
 実施する区域の 実 施 の 期 日  
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健  
 衛生所長の定める日）

岩見沢市 平成15年7月28日から8月13日まで

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
競馬場のきゅう舎に入りゅうしている馬
- 4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第701号

農林水産大臣から家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の種畜証明書を次のとおり交付した旨通報があった。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

証明書番号	名	前	種	類	生年月日	毛	色	検査成績(級)	飼	養	者	の	住	所	及	び	氏	名
平14北海道臨時	92	チャンリー	マナツト	グランデル	ET	ホルスタイン種	13.11.5	黒	白	2	級	清水町	ジェネティクス北海道	十勝事業所				
同	93	シュルツファーム	エルエルエツチ	レックス	ET	同	13.11.14	白	黒	同	同	同	同	同				
同	94	クリーク	インクマシュー	ET	同	同	13.12.5	黒	白	同	同	同	同	同				
同	95	ホイツイアファーム	ス BWM	コデイ	ET	同	13.12.7	同	同	同	同	同	同	同				
同	96	デイリゴ	アダム	ET	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同				
同	97	モーニングビュー	ジャンボリー	ET	同	同	13.12.8	白	黒	同	同	同	同	同				
同	98	レディスマナー	ドノバン	エム	ET	同	同	同	同	同	同	同	同	同				
同	99	ファアニアティー	ビーアール	ドリオン	ドーギー	同	13.12.12	黒	白	同	同	同	同	同				
同	100	ベンコール	ブレイジング	ET	同	同	13.12.20	白	黒	同	同	同	同	同				
同	101	カディー	アジソン	アダム	ET	同	13.12.23	黒	白	同	同	同	同	同				
同	102	デイクシーリー	RM	アダム	ET	同	13.12.28	同	同	同	同	同	同	同				
同	103	サンディバレー	トーチ	ET	同	同	13.12.31	白	黒	同	同	同	同	同				
同	104	ロイオラ	シーモネイ		同	同	14.1.1	黒	白	同	同	同	同	同				
同	105	レディスマナー	レイノルド	ET	同	同	14.1.3	白	黒	同	同	同	同	同				
同	106	サンディバレー	ベンチマーク	ET	同	同	14.1.7	同	同	同	同	同	同	同				
同	107	ファアニア	ピーエス	アディション	ET	同	14.1.10	黒	白	同	同	同	同	同				
同	108	ジョータウン	インクワイアー	ルーベン	ET	同	14.1.13	同	同	同	同	同	同	同				
同	109	ゴールドデン	オークス	アタリ	ET	同	14.1.19	同	同	同	同	同	同	同				

平14北海道臨時	110	レディスマナー ディーラン ET	ホルスタイン種	14. 1.27	白 黒	2 級	清 水 町	ジェネティクス北海道	十勝事業所
同	111	スタントンズ マナツト ストレス ET	同	14. 1.31	同 同	同	同	同	
同	112	ウオーレーガンアイシー オースティン ET	同	14. 2.22	黒 白	同	同	同	
同	113	サザンハイロー	サラブレッド種	58. 2. 9	鹿 毛	同	静 内 町	アロースタッド	

北海道告示第702号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

渡 島 支 庁

証明書の番号	名	前 品	種	生年月日	毛 色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
平14北海道臨渡	1	利 影	黒 毛 和 種	10.12.30	黒	2 級	八 雲 町 有限会社桜野牧場
同	2	カネミニセイ	半 血 種	5. 4.27	鹿 毛	同	大 野 町 島 津 厚
同	3	トカチヤマ	同	11. 4.20	同	同	砂 原 町 加 藤 松 吉
同	4	ミノルキンショウ	同	5. 4.19	同	同	上 磯 町 石 岡 務
同	5	赤 竜	北 海 道 和 種	13. 4.29	鹿 粕 毛	級 外	恵 山 町 山 本 辰 雄
同	6	進 優	同	13. 7.30	栃栗粕毛	同	函 館 市 土 谷 進
同	7	恭 勝	シェットランドポニー系種	12. 5. 2	鹿 毛	同	同 小 田 昭 男
同	8	小 太	ポ ニ ー 種	12. 4. 4	栗 毛	同	同 川 守 政 則

檜 山 支 庁

証明書の番号	名	前 品	種	生年月日	毛 色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
平14北海道臨檜	2	波重藤	褐 毛 和 種	13. 9. 5	褐	級 外	奥 尻 町 奥尻町肉牛振興会
同	3	新興90	黒 毛 和 種	13. 1.14	黒	同	同 海老原 京 子

後 志 支 庁

証明書の番号	名	前 品	種	生年月日	毛 色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
平14北海道臨後	1	ハヤブサゼンシン	半 血 種	12. 1.30	鹿 毛	2 級	共 和 町 田 中 猪之助

空 知 支 庁

証明書の番号	名	前 品	種	生年月日	毛 色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
平14北海道臨空	1	ベリーエフ スカイ ハイ ET	ホルスタイン種	13. 8. 3	黒 白	級 外	北 村 堤 俊 明

**宗谷支庁**

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨宗 1	照福 1	黒毛和種		8. 4.28	黒	2 級	枝幸町 坂東重義

**網走支庁**

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨網 1	ブラックキング	半血種		5. 3.12	青毛	2 級	常呂町 東初雄

**胆振支庁**

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨胆 2	スウェプトオーヴァーボード	サラブレッド種		9. 2. 6	芦毛	級外	早来町 社台スタリオンステーション
同 3	タニノギムレット	同		11. 5. 4	鹿毛	同	同
同 4	ディヴァインライト	同		7. 5.10	同	同	同
同 5	マックロウ	同		9. 4.24	同	同	同
同 6	アドマイヤコジーン	同		8. 4. 8	芦毛	同	同
同 7	ジャングルポケット	同		10. 5. 7	鹿毛	同	同
同 8	ナリタトップロード	同		8. 4. 4	栗毛	同	同
同 9	マンハッタンカフェ	同		10. 3. 5	青鹿毛	同	同
同 10	ムーンロケット	同		12. 1.25	鹿毛	同	同
同 11	タガノサイレンス	同		5. 3. 7	同	同	浦河町 市川ファーム
同 12	秋	半血種		5. 4.23	同	2 級	穂別町 長谷川利一
同 13	マリーアジャト	フアラベラ系種		13. 5. 5	青毛	級外	同
同 14	大金山	半血種		9. 4.11	栗毛	2 級	多村一見
同 15	ウオーエンブレム	サラブレッド種		11. 2.20	青鹿毛	級外	早来町 社台スタリオンステーション
同 16	トキフロンティア	半血種		6. 3.11	鹿毛	2 級	壮瞥町 岩倉正幸
同 17	トモオ	シェットランドポニー種		3. 6. 3	栗駁毛	級外	早来町 大木清太郎

**日高支庁**

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨日 3	ロイヤルスズカ	サラブレッド種		5. 5.13	鹿毛	2 級	浦河町 農事組合法人イーストスタッド
同 4	トーホウエンペラー	同		8. 5.11	青毛	同	静内町 有限会社アロースタッド
同 5	ゼンノエルシド	同		9. 3.26	青鹿毛	同	同

平14北海道臨日	6	チョウカイライジン	サラブレッド種	5. 5.15	鹿 毛	2 級	門 別 町	コスモファーム
同	7	ザカリヤ	同	8. 2.26	同	同	同	有限会社サンシャイン牧場
同	8	ハクホウクン	サラブレッド系種	6. 6. 8	白 毛	同	同	有限会社厚賀スタリオンステーション
同	9	タヤスツヨシ	サラブレッド種	4. 4.26	黒 鹿 毛	同	早 来 町	社台スタリオンステーション
同	10	フジキセキ	同	4. 4.25	青 鹿 毛	1 級	同	同
同	11	ブラックホーク	同	6. 5.14	鹿 毛	2 級	同	同
同	12	ベントアイ	同	4. 4.12	黒 鹿 毛	同	同	同
同	13	ジェニューイン	同	4. 4.28	青 鹿 毛	同	静 内 町	レックススタッド
同	14	トゥナンテ	同	7. 5. 3	栗 毛	同	同	同
同	15	ステップステージ	同	10. 2.13	同	同	門 別 町	有限会社新生ファーム
同	16	ダイタクリーヴァ	同	9. 3.24	同	同	同	株式会社ブリーダーズスタリオンステーション
同	17	ニホンピロニール	同	9. 5.24	同	同	同	同
同	18	エアシャカール	同	9. 2.26	黒 鹿 毛	同	同	同
同	19	マチカネキンノホシ	同	8. 4. 2	鹿 毛	同	浦 河 町	日高軽種馬農業協同組合
同	20	アメリカンボス	同	7. 4. 7	同	同	同	同
同	21	スルーザワールド	同	10. 5. 2	同	同	同	同
同	22	エアスマップ	同	7. 4. 4	同	同	同	同
同	23	エイシンキャメロン	同	8. 3. 9	栗 毛	同	静 内 町	レックススタッド
同	24	エイシندانカーク	同	9. 2.17	同	同	同	同
同	25	ヤマニンリスペクト	同	7. 3.24	鹿 毛	同	同	同
同	26	ゴーカイ	同	5. 5. 6	黒 鹿 毛	同	浦 河 町	日高軽種馬農業協同組合
同	27	ワシントンカラー	同	6. 4.21	芦 毛	同	三 石 町	松 本 俊 博
同	28	バイオマスター	同	8. 3. 4	鹿 毛	同	同	田 中 春 美
同	29	トロットスター	同	8. 5.11	同	同	浦 河 町	日高スタリオンステーション
同	30	ジョービックバン	同	7. 3.15	同	同	静 内 町	レックススタッド
同	31	ゴールドヘッド	同	7. 5. 8	青 毛	同	平 取 町	有限会社中田牧場
同	32	ダイタクアスリート	同	9. 4.20	鹿 毛	同	新 冠 町	石田ファーム
同	33	スエヒロコマンダー	同	7. 3.25	同	同	同	新冠町農業協同組合畜産センター
同	34	ロードアヘッド	同	6. 3.31	同	同	同	同
同	35	ドリームスブレッド	同	10. 2.28	同	同	門 別 町	白 井 牧 場
同	36	シンゲンオペラ	同	10. 2.27	黒 鹿 毛	同	同	有限会社沖田牧場
同	37	オースミダイナー	同	63. 4.17	鹿 毛	同	同	白 井 牧 場

証明書番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨十	1	JF モーリン メイソン ストーム ET	ホルスタイン種	14. 2.22	黒白	2級	帯広市 株式会社オールジャパンリーダーズサービス
同	2	アキバオーショウ	半血種	4. 4.15	栗毛	同	東京都千代田区 社団法人 日本馬事協会
同	3	マルミフロンティア	同	7. 4.16	鹿毛	同	同
同	4	ダイヤタイショウ	同	5. 2.16	芦毛	同	同
同	5	リュウセイライオン	同	5. 3.26	栃栗毛	同	同
同	6	ニュートリノ	同	6. 4.25	鹿毛	同	同
同	7	サカノタイソン	ペルシュロン系種	6. 4. 6	青毛	同	池田町 中村国臣
同	8	アキノサカエ	半血種	5. 3.14	栗毛	同	青森県十和田市 野月孝子
同	9	カネミリュウ	同	5. 3.10	鹿毛	同	虻田町 高橋俊雄
同	10	グレイトジャイナー	同	4. 4. 6	同	同	幕別町 村田義雄
同	11	タイヘイリュウ	同	7. 5.11	同	同	上ノ国町 蛎崎政一
同	12	フジノキリンオー	同	4. 4. 6	青毛	同	士別市 辻本学
同	13	ミサキキング	同	5. 3. 7	黒鹿毛	同	訓子府町 佐々木定雄
同	14	リキザン	同	10. 4.18	鹿毛	同	帯広市 三井樹雄
同	15	オノショウ	同	6. 4.30	同	同	上湧別町 小野勝一
同	16	エアードリーム	同	7. 6. 9	同	同	留辺蘂町 皆川勝之治
同	17	ミサキテンリュウ	同	5. 4.23	同	同	旭川市 的場勝治
同	18	アロージェット	同	8. 3.19	青毛	同	陸別町 小松八郎
同	19	ダイナマイトメール	サラブレッド種	7. 5.13	栗毛	同	清水町 小野瀬晃司
同	20	ライブストックハンター	ホルスタイン種	12. 7. 8	黒白	同	同 大沢憲数
同	21	安 菊	黒毛和種	3. 4.23	黒	同	同 齊藤英夫
同	22	アジャダンス	ポニー種	13. 5. 1	芦毛	級外	音更町 葛岡美英
同	23	ミニエース	フアラベラ種	13. 5.21	栗駁毛	同	同
同	24	ダイリュウミノル	半血種	5. 4.25	鹿毛	2級	幕別町 佐渡孝徳

釧路支庁

証明書番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨釧	1	ブレープファイター	半血種	12. 3.30	鹿毛	2級	浜中町 高木輝成
同	2	キタノキング	同	7. 4.17	栗毛	同	標茶町 安瀬秀幸
同	3	リュウタイショオ	同	6. 5.25	鹿毛	同	同 高橋喜次郎
同	4	ダイチドリーム	同	12. 3.26	同	同	弟子屈町 高田金吾
同	5	ダイヤシンカイ	同	11. 3.13	同	同	阿寒町 山田義宣

平14北海道臨釧	6	コトブキフウカー	半	血	種	6. 4.25	鹿	毛	2	級	白	糠	町	齋	藤	正	清	
同	7	鯉 太 郎	ポ	ニ	種	9. 4.29	鹿	駁	毛	級	外	釧	路	町	小	原	清	
同	8	ダイキング	半	血	種	8. 3.30	鹿	毛	2	級	同						出	
																		村
																		孝
																		光

根 室 支 庁

証 明 書 の 番 号	名	前 品	種	生年月日	毛 色	検 査 成 績 (級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名					
平14北海道臨根	1	クリスタルボーイ	半	血	種	6. 4.18	芦 毛 2 級 別 海 町 下 田 勉					
同	2	アーモレット2001	ハ	ー	フ	リ	ン	ガ	ー	種	13. 5. 1	栗 毛 級 外 中 標 津 町 藤 田 誠 一

北海道告示第703号

農林水産大臣から、本道において実施される家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく平成15年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により、有効期間を検査日まで延長した旨通報があった。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第704号

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の書換交付が行われた旨通報があった。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
平14北海道 8第84号	種畜の飼養者の住所 及び名称の変更	北海道広尾郡広尾町字 紋別19線46番地 遠山 常雄	北海道浦河郡浦河町 山田 晴夫

北海道告示第705号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ及び周辺機器等 13組（1月当たりの単価）

- (2) 調達する賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納 入 期 限 平成15年6月2日
  - (4) 契 約 期 間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年5月31日を限度に当該期間を延長することが有り得る。
  - (5) 納 入 場 所 北海道水産林務部森林環境室
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所  
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林環境室道有林課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道庁本庁舎10階 水産林務部1号会議室
  - (2) 入 札 日 時 平成15年5月14日 午後1時30分
  - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
  - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金  
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部森林環境室道有林課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成15年5月9日

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部森林環境室道有林課

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部森林環境室道有林課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 712

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林予定森林の所 厚岸郡厚岸町御供31  
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所 三石郡三石町字本町256・257・267の2・548・564の2（以  
在場所 上5筆について次の図に示す部分に限る。）、254

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び三石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第707号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林予定森林の所 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新得町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所 川上郡標茶町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所 野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
在場所

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 保安林予定森林の所 標津郡中標津町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

在場所

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 保安林予定森林の所 標津郡中標津町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

在場所

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 保安林予定森林の所 標津郡標津町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

在場所

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

9(1) 保安林予定森林の所 目梨郡羅臼町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

10(1) 保安林予定森林の所 目梨郡羅臼町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

在場所

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第708号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町美蔓西15線15の33・15の34（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 常呂郡訓子府町字実郷238の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第709号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡音更町字音更西1線33の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第710号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	申請区分及び許可取消業種	処分年月日
株式会社 泰幸 破産管財人 太田 三夫	札幌市北区北34西5-1	特-12 石第10734号	全部廃業	平成15. 3. 4
日重建設株式会社 宮内 光則	恵庭市駒場町6丁目1	般-14 石第2292号	一部廃業 管	同 15. 3. 5
豊松吉工業株式会社 堀 典昭	札幌市南区澄川2条1丁目	特-13 石第6082号	一部廃業 建築	同
株式会社土田建築設計事務所 土田 千代子	札幌市豊平区月寒西1条7丁目	般-13 石第2990号	全部廃業	同 15. 3. 6
札幌拓和建设有限公司 三浦 光三	札幌市豊平区月寒東3条4丁目	般-13 石第17586号	同	同 15. 3.11
豊松吉工業株式会社 堀 典昭	札幌市南区澄川2条1丁目	特-13 石第6082号	一部廃業 舗装、造園	同 15. 3.14
株式会社フジ工芸社 藤林 ゆり子	札幌市白石区栄通7丁目2	般-12 石第14700号	一部廃業 電気	同 15. 3.17
共栄木材株式会社 小林 淳	千歳市弥生2丁目3	般-12 石第15975号	全部廃業	同
寒住プレハブ工業株式会社 代表清算人 杉山 努	札幌市中央区北4条西4丁目	特-12 石第6617号	同	同
札幌三菱電機機器販売株式会社 桑島 英一	札幌市中央区南9条西11丁目	般-13 石第8118号	一部廃業 管	同 15. 3.20
エスケイ勝栄工業有限公司 長根 勝	札幌市北区新琴似10条4丁目	般-10 石第16103号	一部廃業 とび・土工	同

阿部木材興業株式会社 齋藤茂生	札幌市豊平区平岸 6条12丁目	般 - 10 石第16101号	一部廃業 土木	平成15. 3.24	北海道電子センタ ー株式会社 山中真人	小樽市入船2丁目 10番	般 - 10 後第693号	一部廃業 電気	同	15. 3.19
大栄土質株式会社 根田潤一	石狩市花川北3条 2丁目	般 - 14 石第9685号	一部廃業 とび・土工	同 15. 3.25	三友土建株式会社 破産管財人 丸山健	芦別市西芦別1番 地	般 - 14 空第893号	全部廃業	同	15. 3. 5
札幌アンテナ電機 幡木誠之	札幌市南区石山1 条9丁目	般 - 13 石第8687号	全部廃業	同	続木組土建有限会 社 続木満晴	深川市北光町2丁 目1	般 - 11 空第1156号	同	同	15. 3.10
クリアーフィール ド株式会社 工藤龍美	札幌市豊平区平岸 5条1丁目	般 - 11 石第16508号	同	同 15. 3.26	日光電業株式会社 古内義拓	芦別市南1条東1 丁目	般 - 11 空第1008号	同	同	
有限会社明和重機 鈴木和男	札幌市手稲区稲穂 1条6丁目	般 - 14 石第17745号	同	同 15. 3.28	小玉製作所 小玉幸三郎	雨竜町字満寿30 - 34	般 - 11 空第2150号	同	同	15. 3.20
有限会社協進設備 工業 三好忠衛	札幌市白石区北郷 9条9丁目	般 - 14 石第12806号	同	同 15. 3.31	田島建設株式会社 田島栄蔵	沼田町緑町1 - 34	般 - 13 空第2664号	同	同	15. 3.25
坂本造園株式会社 坂本幸造	千歳市春日町4丁 目1	般 - 12 石第4972号	同	同	有限会社本庄工務 店 本庄敏文	滝川市一の坂東3 丁目13	般 - 13 空第2549号	一部廃業 造園	同	15. 3.26
北海建設株式会社 前田裕行	札幌市豊平区美園 2条3丁目	般 - 12 石第5162号	一部廃業 土木、舗装、 水道	同	北耀工業株式会社 清算人 白川岩市	岩見沢市緑が丘5 丁目174	般 - 12 空第2463号	全部廃業	同	15. 3.31
すずき造園 鈴木敬一	七飯町大川4丁目	般 - 12 渡第2437号	全部廃業	同 15. 2.21	生田建設 生田和夫	浦臼町字浦臼内 182	般 - 13 空第1790号	同	同	
有限会社吉田事業 所 吉田幸治	大野町字市渡4番 地	般 - 14 渡第3308号	同	同 15. 3. 7	株式会社旭商土木 吉田久夫	旭川市末広8条10 丁目	般 - 13 上第4051号	同	同	15. 3. 5
有限会社スカイホ ーム 澤田福子	函館市美原2丁目 9	般 - 12 渡第3865号	同	同 15. 3.26	株式会社小渡工務 店 小渡一蔵	上富良野町中町3 丁目5	般 - 13 上第562号	一部廃業 造園	同	15. 3. 7
カワバタ塗装工芸 川端満州男	倶知安町南4条東 3丁目1	般 - 12 後第911号	同	同 15. 3. 7	株式会社三和電気 工業 西村兼雄	旭川市新星町2番 地	般 - 13 上第3136号	全部廃業	同	15. 3.27
有限会社大晃建設 竹田喜知郎	岩内町大浜20番地	般 - 12 後第1451号	同	同 15. 3.13	有限会社及川工務 店 及川勲	旭川市末広4条2 丁目	般 - 12 上第2737号	同	同	15. 3.31
株式会社岡崎硝子 店 三浦富彦	岩内町字万代25番 地	般 - 12 後第1126号	同	同	千葉建設株式会社 千葉繁夫	士別市東4条1丁 目	般 - 13 上第180号	一部廃業 土木、大工、 とび・土工、 タイル・レン ガ	同	
株式会社長澤組 破算管財人 野末勝宏	黒松内町字黒松内 236番地	般・特 - 14 後第200号	同	同						
中村産業 中村勤	黒松内町字黒松内 311番地	般 - 14 後第263号	同	同 15. 3.18						

有限会社吉川組 吉川孝敏	旭川市新富2条2 丁目	般-12 上第4223号	全部廃業	平成15. 3.31
株式会社コーシン モンテ 高島弘	室蘭市日の出町1 - 7	般-13 胆第2731号	同	同 15. 3.17
創信建設株式会社 澤田信幸	帯広市東2条南22 丁目	般-13 十第1982号	同	同 15. 3. 4
箱石組 箱石正一	帯広市西17条南6 丁目	般-12 十第1724号	同	同 15. 3.13
高橋建設株式会社 高橋大介	帯広市西19条北1 丁目	特-13 十第2708号	一部廃業 建築、管	同 15. 3.14
環境整備株式会社 藤原治	幕別町旭町91番地	般-12 十第2685号	全部廃業	同 15. 3.26
日景建設株式会社 日景茂	釧路市新栄町17番	般・特-13 釧第111号	同	同 15. 3.20
株式会社中西建設 中西明	釧路市武佐1丁目 5	般-14 釧第149号	同	同
株式会社広栄技建 佐藤征一	釧路市双葉町17番	般-12 釧第1312号	同	同 15. 3.28
合資会社共栄金物 店 角川義則	別海町西春別駅前 錦町45	般-13 根第405号	同	同 15. 3.27

## 北海道告示第711号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ等	一式（1月当たりの単価）
ノートパソコン	56台
プリンタ	4台
カラープリンタ	1台
バッファ	1台
MOドライブ	1台
スキャナ	1台

## (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

- (3) 借上期間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成19年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
  - (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所  
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室
  - (2) 入札日時 平成15年4月30日 午後1時30分
  - (3) 開札場所 (1)に同じ。
  - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- 6 郵便又は電報による入札  
認めないものとする。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課
  - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 入札参加申込書の提出  
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
  - (1) 提出期限 平成15年4月25日
  - (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課
- 11 その他
  - (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

- 号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道建設部総務課  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 113
- (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。  
 (5) この入札の執行は、公開する。  
 (6) 詳細は、入札説明書による。

**北海道告示第712号**

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。  
 平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類 基本測量（基準点測量）  
 (2) 作業期間 平成15年5月7日から11月29日まで  
 (3) 作業地域 帯広市、北見市、苫小牧市、美幌市、幕別町、北竜町、標茶町、別海町、奈井江町、栗山町、厚真町及び新十津川町
- 2(1) 作業種類 基本測量（基準点改測作業）  
 (2) 作業期間 平成15年7月1日から平成16年3月13日まで  
 (3) 作業地域 美幌市、士幌町、上士幌町、音更町、本別町、虻田町、白老町、奈井江町、留辺蘂町、鹿部町及び斜里町
- 3(1) 作業種類 基本測量（地域基準点測量）

- (2) 作業期間 平成15年5月7日から11月29日まで  
 (3) 作業地域 帯広市及び幕別町
- 4(1) 作業種類 基本測量（水準測量）  
 (2) 作業期間 平成15年7月1日から11月29日まで  
 (3) 作業地域 福島町

**北海道告示第713号**

札幌法務局長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。  
 平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（不動産登記法第17条地図作製）  
 2 作業期間 平成15年2月6日から3月28日まで  
 3 作業地域 札幌市西区

**北海道告示第714号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。  
 その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局函館開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名	区 間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
道道 北檜山大成線	瀬棚郡北檜山町字新成国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署5412林班い小班から久遠郡大成町字太田国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署1002林班い小班まで	18.00mから20.00mまで	2.006km	—

**北海道告示第715号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。  
平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
豊 浦 洞 爺 線	虻田郡洞爺村字洞爺町75番2地先から 虻田郡洞爺村字洞爺町77番3地先まで	前	14.53mから 18.20mまで	51.20m	—	北海道室蘭土木現業所
		後	14.53mから 20.18mまで	51.20m	—	
洞 爺 虻 田 線	虻田郡虻田町字栄町83番2地先から 虻田郡虻田町字栄町59番1地先まで	前	7.00mから 15.80mまで	112.98m	—	同
		後	7.00mから 15.80mまで	112.98m	—	
上幌内早来停車場線	勇払郡厚真町字幌内293番地先から 勇払郡厚真町字幌内494番2地先まで	前	6.50mから 59.00mまで	6,007.50m	—	同
		前	9.70mから 143.50mまで	5,659.41m	—	
		後	6.50mから 89.00mまで	6,044.82m	—	
		後	9.70mから 143.50mまで	5,659.41m	—	
		前	15.78mから 19.30mまで	915.00m	—	
		前	24.48mから 50.10mまで	1,314.08m	—	
本 別 士 幌 線	河東郡士幌町字士幌169番12地先から 河東郡士幌町字下居辺北3線129番1地先まで 河東郡士幌町字士幌169番12地先から 河東郡士幌町字下居辺北3線125番1地先まで 河東郡士幌町字士幌169番12地先から 河東郡士幌町字下居辺北3線129番1地先まで 河東郡士幌町字士幌169番12地先から 河東郡士幌町字下居辺基線115番2地先まで	後	15.78mから 19.30mまで	915.00m	—	北海道帯広土木現業所
		後	14.10mから 88.34mまで	3,020.00m	—	

北海道告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局函館開発建設部、北海道

建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
北 檜 山 大 成 線	瀬棚郡北檜山町字新成国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署5412林班い小班地内		前	21.50mから 44.50mまで	0.130km	—
			後	19.50mから 57.00mまで	0.130km	—
	久遠郡大成町字太田国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署1002林班い小班地内		前	14.00mから 14.00mまで	0.163km	—
			後	18.00mから 33.50mまで	0.163km	—

北海道告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 十弗浦幌線	十勝郡浦幌町字住吉町68番地先から 十勝郡浦幌町字住吉町64番33地先まで	平成15. 4.18

北海道告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
旭 岱 鳥 山 線	爾志郡乙部町字富岡199番5地先から 爾志郡乙部町字富岡134番5地先まで		前	7.80mから 31.80mまで	1,759.00m	—	北海道函館土木現業所
			後	20.15mから 62.00mまで	1,730.00m	—	
根 室 半 島 線	根室市齒舞1丁目10番1地先から 根室市齒舞1丁目15番1地先まで		前	15.13mから 21.85mまで	298.30m	—	北海道釧路土木現業所
			後	20.98mから 26.22mまで	298.30m	—	
枝幸音威子府線	枝幸郡枝幸町下幌別4380番1地先から 枝幸郡枝幸町下幌別4380番8地先まで		前	18.18mから 18.18mまで	1,146.00m	—	北海道稚内土木現業所
			後	13.47mから 29.00mまで	1,141.50m	—	

北海道告示第719号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

1 出願の年月日 平成14年10月28日

2 出願者

(1) 氏名又は名称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海等知事 堀 達也

3 埋立区域

(1) 位 置 常呂郡佐呂間町字富士809番地先の公有水面

(2) 区 域 次の①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

- 漁港原点 北緯44度05分37秒 東経143度48分38秒
- ①の地点 漁港原点から方向角344度46分21秒の方向151.30mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角349度28分29秒の方向52.28mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角79度36分40秒の方向0.61mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角349度35分48秒の方向2.60mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角79度28分36秒の方向15.00mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角170度02分58秒の方向0.58mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角79度28分25秒の方向104.99mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角350度02分58秒の方向0.58mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角79度30分11秒の方向11.20mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角169度29分15秒の方向14.80mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角79度26分20秒の方向0.60mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角169度30分04秒の方向8.45mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角240度19分49秒の方向94.71mの地点

(3) 面 積 5,742.42m<sup>2</sup>

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 常呂郡佐呂間町字富士809番地先の公有水面

(2) 区 域 漁港原点 北緯44度05分37秒 東経143度48分38秒

区域(1)

- S①の地点 漁港原点から方向角344度45分14秒の方向150.70mの地点
- S②の地点 S①の地点から方向角349度28分27秒の方向52.88mの地点
- S③の地点 S②の地点から方向角79度36分40秒の方向0.61mの地点
- S④の地点 S③の地点から方向角349度35分48秒の方向2.60mの地点
- S⑤の地点 S④の地点から方向角79度31分08秒の方向6.10mの地点
- S⑥の地点 S⑤の地点から方向角349度21分46秒の方向2.00mの地点
- S⑦の地点 S⑥の地点から方向角45度09分33秒の方向5.09mの地点
- S⑧の地点 S⑦の地点から方向角349度24分55秒の方向4.03mの地点
- S⑨の地点 S⑧の地点から方向角73度27分44秒の方向15.28mの地点
- S⑩の地点 S⑨の地点から方向角169度27分39秒の方向10.50mの地点
- S⑪の地点 S⑩の地点から方向角79度28分43秒の方向89.48mの地点
- S⑫の地点 S⑪の地点から方向角349度31分16秒の方向5.00mの地点
- S⑬の地点 S⑫の地点から方向角79度27分12秒の方向10.60mの地点
- S⑭の地点 S⑬の地点から方向角169度31分16秒の方向5.00mの地点
- S⑮の地点 S⑭の地点から方向角79度30分19秒の方向6.20mの地点
- S⑯の地点 S⑮の地点から方向角169度28分50秒の方向23.88mの地点
- S⑰の地点 S⑯の地点から方向角240度19分54秒の方向94.59mの地点

区域(2)

- S⑱の地点 漁港原点から方向角304度01分15秒の方向43.25mの地点
- S⑲の地点 S⑱の地点から方向角258度42分15秒の方向87.10mの地点
- S⑳の地点 S⑲の地点から方向角348度56分39秒の方向37.60mの地点
- S㉑の地点 S⑳の地点から方向角78度42分20秒の方向72.56mの地点
- S㉒の地点 S㉑の地点から方向角55度36分38秒の方向24.77mの地点
- S㉓の地点 S㉒の地点から方向角168度56分43秒の方向33.01mの地点

(3) 面 積 区域(1) 6,108.87m<sup>2</sup>  
区域(2) 3,634.72m<sup>2</sup>  
合 計 9,743.59m<sup>2</sup>

5 埋立地の用途

漁港施設用地

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次の河川を二級河川として指定する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

水系名	河川名	区	上流端	下流端
新川	界川		札幌市中央区界川1丁目495番15地先の市道橋下流端	琴似川への合流点
佐呂間別川	8線の沢川		北海道常呂郡佐呂間町字知来190番4地先の上流端を示す標柱	佐呂間別川への合流点

北海道告示第721号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

1 河川の名 称	二級河川堀株川水系堀株川
2 廃川敷地等が生じた年月日	平成15年4月18日
3 廃川敷地等の位置	古宇郡泊村大字堀株村656番1地先、同大字656番2地先から同大字13番6地先まで及び同大字字狸沢51番1地先から岩内郡共和町宮丘1934番地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 66,073.71m <sup>2</sup>

北海道告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

都市計画の種類	市町村名
函館圏都市計画火葬場	大野町
帯広圏都市計画地区計画（共栄地区）	音更町
虻田都市計画緑地	虻田町

北海道告示第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達也

都市計画の種類	市町村名
函館圏都市計画用途地域	函館市
函館圏都市計画特別用途地区	同
函館圏都市計画緑地	同
函館圏都市計画用途地域	上磯町
函館圏都市計画特別用途地区	同
函館圏都市計画下水道	同
函館圏都市計画用途地域	大野町
函館圏都市計画地区計画（大野町東前地区）	同
函館圏都市計画用途地域	七飯町
函館圏都市計画下水道	同
旭川圏都市計画防火地域及び準防火地域	旭川市
旭川圏都市計画用途地域	同
旭川圏都市計画地区計画（神楽岡グリーンヒルズ、旭川市ウッドタウン緑が丘、西神楽1線地区、ハーブタウン東光、豊永橋地区、共栄三西部地区、ノヴァ・エステート、旭川リサーチパーク、旭神町地区、旭川物流団地、西御料地、ピバ・エステート、北彩都あさひかわ）	同
釧路圏都市計画用途地域	釧路町
帯広圏都市計画道路	帯広市
帯広圏都市計画公園	同
帯広圏都市計画下水道	同
帯広圏都市計画緑地	同
帯広圏都市計画用途地域	音更町
帯広圏都市計画下水道	同
苫小牧圏都市計画用途地域	白老町
苫小牧圏都市計画下水道	同
稚内都市計画道路	稚内市
斜里都市計画道路	斜里町
留辺蘂都市計画用途地域	留辺蘂町

虻田都市計画用途地域  
虻田都市計画準防火地域

虻 田 町  
同

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年4月18日

北海道知事 堀 達 也

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
石 狩 市	松 本 正 敏	野生鳥獣保護功勞
乙 部 町	大 川 房 義	同
深 川 市	菊 池 俊 雄	同
浦 河 町	堀之内 幸 雄	同
新 得 町	新得町立佐幌小学校	同

北海道善行賞

木 古 内 町	松 本 節 恵	優 良 母 子 家 庭
南 茅 部 町	門 間 妙 子	同
妹 背 牛 町	合 田 美 智 子	同
門 別 町	土 橋 晴 子	同
士 幌 町	掛 水 智 子	同
札幌市豊平区	上 林 るり子	同
札幌市手稲区	吉 村 澄 恵	同
函 館 市	遠 田 悦 子	同
帯 広 市	高 木 美 津 恵	同
北 見 市	砂 原 信 子	同
岩 見 沢 市	熊 谷 厚 子	同
同	若 林 あゆみ	同
苫 小 牧 市	吉 井 順 子	同
千 歳 市	清 水 美 智 子	同

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第43号

次のとおり一般競争入札及び随意契約により契約業者を決定した。

平成15年4月18日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1(1) 特定役務の名称及び数量

札幌医科大学附属病院（外来診療棟を除く。）、看護師宿舍及びファミリーハウス清掃業務 一式

(2) 随意契約により契約を決定した日

平成15年3月7日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 北海道クリーン・システム株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北2条西2丁目

(4) 契約金額

121,485,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課

イ 所 在 地 札幌市中央区南1条西17丁目

2(1) 特定役務の名称及び数量

札幌医科大学医学部附属病院外来診療棟清掃業務 一式

(2) 落札を決定した日

平成15年3月7日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 アートビルシステム株式会社

イ 住 所 札幌市西区八軒7条東3丁目7

(4) 落札金額

36,750,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公示

平成15年札幌医科大学告示第5号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 札幌医科大学事務局総務課
- イ 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

3(1) 特定役務の名称及び数量

札幌医科大学医療廃棄物処理業務 一式

- ア 感染性廃棄物 調達予定数量 1,025,500 ℓ
- イ 非感染性廃棄物 調達予定数量 563,000 ℓ

(2) 落札を決定した日

平成15年3月19日

(3) 落札者の氏名及び住所

- ア 氏名 協業組合 公清企業
- イ 住所 札幌市中央区北1条東15丁目40番地

(4) 落札金額

- ア 感染性廃棄物 1 ℓ 当りの単価 55円
- イ 非感染性廃棄物 1 ℓ 当りの単価 20円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公示

平成15年札幌医科大学告示第10号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 札幌医科大学事務局総務課
- イ 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

### 道野幌森林公園事務所告示

#### 北海道野幌森林公園事務所告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、北海道百年記念塔前駐車場の平成15年4月1日から平成15年11月3日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月18日

北海道野幌森林公園事務所長 赤 沼 利 和

- 1 受託者の名称 社団法人北海道開拓記念館・開拓の村文化振興会
- 2 所在地 札幌市厚別区厚別町中央4条5丁目4番1

### 道立中央農業試験場告示

#### 北海道立中央農業試験場告示第10号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年4月18日

北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量

農業情報ネットワークシステム機器等一式(1月当たりの単価)

(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年7月1日

(4) 契 約 期 間 平成15年7月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年6月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 借入物品に係る保守サービス業務ができること(第三者と保守サービス業務の業務提携を締結できることを証明した場合を含む)。

(4) 当該調達物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等及びアウトソーシングに係る要求仕様書の要件等を満たすことを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年4月18日から5月2日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069-1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号  
北海道立中央農業試験場総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号  
北海道立中央農業試験場 講堂

(2) 入 札 日 時 平成15年5月9日 午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号  
北海道立中央農業試験場企画情報技術センター企画情報室

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号  
電話番号 012368 - 9 - 2281

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

## 道教育委員会教育長告示

### 北海道教育委員会教育長告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立砂川少年自然の家の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月18日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

1 受託者の名称 財団法人北海道子どもの国協会

2 所 在 地 砂川市北光401番地の1

### 北海道教育委員会教育長告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立北方民族博物館の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月18日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

1 受託者の名称 財団法人北方文化振興協会

2 所 在 地 網走市字潮見309番地1

## 道選挙管理委員会公告

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙について、選挙長及びその職務代理者の氏名等の告示を、平成15年4月11日、次のとおり本庁の掲示板に掲示して示達した。

平成15年4月18日

北海道選挙管理委員会委員長職務代理者 永井 信

### 北海道選挙管理委員会告示第51号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成15年4月11日

北海道選挙管理委員会委員長職務代理者 永井 信

選挙区名	選挙長		左の職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
札幌市中央区	札幌市中央区南22条西14丁目1番40号	唯 博幸	札幌市中央区大通西19丁目1番地29 シャンポール大通2-205号	安藤 昭夫

### 道人事委員会公告

平成15年度北海道職員等採用上級・中級試験を次のとおり行う。

平成15年4月18日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

#### 1 試験区分、採用予定数及び職務内容

##### (1) 上級試験

試験区分	採用予定数	身分	職務内容
一般行政	約20名 (内訳) 知事約15名 教育若干名	北海道職員	知事部局、教育庁等に勤務し、一般行政事務に従事する。  知事部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事する。
農業経済	約5名		
社会福祉	若干名		
林業	約5名		
農業	約10名		
農芸化学	若干名		
農業土木	約5名		
畜産	約5名		
水産	約10名		
土木	約5名		
建築	若干名		

環境科学 若干名

#### (2) 中級試験

試験区分	採用予定数	身分	職務内容	
行 一般行政	約30名	北海道職員	知事部局等に勤務し、一般行政事務に従事する。 なお、採用は原則として、支庁その他出先機関となる。	
政 教育行政	約50名		教育庁に勤務し、教育行政事務に従事する。 なお、採用は原則として、道立学校、教育局その他出先機関となる。	
系 警察行政	約20名		警察本部に勤務し、警察行政事務に従事する。 なお、採用は原則として、警察署その他出先機関となる。	
林 業	約5名		市町村職員	札幌市以外の公立小・中学校に勤務し、学校事務に従事する。
農 業 土 木	若干名			
土 木	約5名			

試験区分のうち、行政系は、一般行政、教育行政、警察行政の3つの試験区分に分けて実施する。受験者は、行政系（一般行政、教育行政、警察行政）の区分の中で、第1志望及び第2志望まで選択することができる。

なお、行政系（一般行政、教育行政、警察行政）の試験方法及び試験内容は共通となっており、受験者は第2志望で合格する場合がある。

(上級・中級試験共通)

採用予定数は、欠員の状況等により変更することがある。

申込みは1試験区分に限る。また、申込後は試験区分の変更は原則としてできない。

#### 2 受験資格

(1) 上級試験 昭和48年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者

昭和57年4月2日以降に生まれた者で学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの（平成16年3月卒業見込み者を含む。）

- (2) 中級試験 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者  
ただし、上級・中級試験とも、次の者は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

(ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験日程、試験地等

- (1) 上 級 試 験

試 験	試 験 日	試 験 地	試 験 場
第1次 試験	6月22日（日） 9：00（着席）～15：00（終了）	札幌市	受験票で通知する。
		東京都	日本大学（法学部2号館）
第2次 試験	7月下旬～8月上旬	札幌市 東京都	第1次試験合格通知書で指定する。

- (2) 中 級 試 験

試 験	試 験 日	試 験 地	試 験 場
第1次 試験	7月13日（日） 9：00（着席）～15：00（終了）	札幌市	受験票で通知する（状況により、江別市内の試験場になる場合もある。）。
		東京都	日本大学（法学部本館）
第2次 試験	8月中旬～下旬	札幌市 東京都	第1次試験合格通知書で指定する。

（上級・中級試験共通）

試験地は、札幌市又は東京都のうち、都合の良い所を選ぶこと。

第1次試験と第2次試験の試験地は異なってもかまわないが、申込み受付後における試験地の変更は原則としてできない。

第1次試験合格者の状況により、第2次試験の試験地を札幌市のみとする場合がある。

4 試験方法及び内容

- (1) 上級試験（第1次試験問題の程度は、大学卒業程度のものである。）

試 験	試 験 種 目	解 答 時 間	内 容
第1次 試験	教養試験（択一式）	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
	専門試験（択一式）	2時間	各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験 出題分野は試験案内を参照のこと。
第2次 試験	人 物 試 験	第1次試験合格者に対して、個別面接、集団討論及び適性検査を行う。	

- (2) 中級試験（第1次試験問題の程度は、短大・高専卒業程度のものである。）

試 験	試 験 種 目	解 答 時 間	内 容
第1次 試験	教養試験（択一式）	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
	専門試験（択一式）	2時間	各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験 出題分野は試験案内を参照のこと。
第2次 試験	人 物 試 験	第1次試験合格者に対して、個別面接及び適性検査を行う。	

5 資 格 調 査（上級・中級試験共通）

受験資格の有無、申込書記入事項の真否等について行う。

6 合 格 発 表

	第1次試験合格者発表	最終合格者発表	掲 示 場 所
上級試験	7月11日（金）午前9時（予定）	8月28日（金）午前9時（予定）	人事委員会事務局、各支庁、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所
中級試験	8月7日（木）午前9時（予定）	9月19日（金）午前9時（予定）	

合格者発表は、受験番号のみにより行う。

また、合格者には合格通知書を送付する。合格通知書が発表の日から2日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせること。

なお、ホームページ上 (<http://www.pref.hokkaido.jp>) でも合格者の受験番号を発表する。

#### 7 試験結果の開示（上級・中級試験共通）

この試験の結果については、北海道個人情報保護条例（平成10年北海道条例第28号）第23条第1項の規定により、不合格となった者に限って口頭で開示を請求することができる。

受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、学生証等）を持参の上、午前9時から午後5時までの間に直接来庁すること（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日）を除く。）。

開示請求できる人	開示期間	開示内容	開示場所
上級試験	第1次試験 不合格者	平成15年7月11日(金) ～ 15年8月11日(月)	第1次試験の個別結果及びその成績順位  北海道総務部法制文書課行政情報センター（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館3階） 北海道東京事務所の情報コーナー（東京都千代田区永田町2丁目17番17号 北海道東京事務所2階総務課内） ただし、東京事務所での開示請求は第1次試験を東京会場で受験した者に限る。
	第2次試験 不合格者	平成15年8月28日(木) ～ 15年9月29日(月)	
中級試験	第1次試験 不合格者	平成15年8月7日(木) ～ 15年9月8日(月)	
	第2次試験 不合格者	平成15年9月19日(金) ～ 15年10月20日(月)	

#### 8 採用の経路（上級・中級試験共通）

(1) この試験の合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。この名簿は、原則として、平成16年4月以降の採用に対するもので、名簿の確定した日（最終合格者発表日）から1年間有効となる。

なお、既に学校等を卒業している者は、平成15年度中に採用される場合もある。

(2) 人事委員会は、各任命権者（知事、教育委員会、警察本部等）からの請求に応じて合格者を成績順に提示し、各任命権者では、身体検査などを行って採用者を決定する。

なお、公立小・中学校事務については、教育委員会に提示される。

(3) 中級行政系の受験者については第2志望で合格する場合がある。

なお、第1次試験合格後の試験区分の変更は原則できない。

#### 9 給与（次の額は、平成15年4月1日現在のものである。）

区分	初任給	諸手当
上級	行政職（大学新卒） 178,400円 研究職（大学新卒） 194,900円	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給される。
中級	行政職（大学新卒） 171,900円 行政職（短大新卒） 161,000円	

初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがある。

#### 10 受験手続

郵送	申込方法	(1) 申込書に所定事項を記入し、申込書の所定欄に必ず50円切手をはって、北海道人事委員会事務局任用課（郵便番号060-8588 住所省略可）に郵送すること。 なお、必ず配達記録又は簡易書留にすること。 (2) 申込みの際、写真は必要ないが、第1次試験の受験の際は必ず受験票の写真ちょう付欄に6月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルをはってくること。
	受付期間	平成15年5月6日(火)～5月16日(金)(5月16日の消印有効)
インターネット	申込方法	北海道のホームページ ( <a href="http://www.pref.hokkaido.jp">http://www.pref.hokkaido.jp</a> ) から「北海道職員等採用試験情報」へアクセスし、申込み画面上の注意事項をよく確認の上、申し込むこと。 使用の機種や環境によって、対応できないことがあるので、その場合は郵送又は持参により申し込むこと。
	受付期間	平成15年5月6日(火)9:00～5月12日(月)17:00
持参	申込方法	申込書の所定欄に必ず50円切手をはって、北海道人事委員会事務局（札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館11階）に提出すること。
	受付期間	平成15年5月15日(木)～5月16日(金)(各日とも9:00から17:00まで)

受験票は、6月6日（金）ごろまでに発送する予定である。

なお、6月13日（金）までに到着しないときは、人事委員会事務局に問い合わせること。

上級・中級試験とも試験区分「一般行政」については、点字による受験ができる。受験を希望する者は、試験地及び解答時間が一部異なるので、あらかじめ人事委員会事務局まで問い合わせること。

身体に障害のある者で、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望のある者は、申込書Ⅰ中の「受験上の要望事項」欄に記入すること。

平成15年度北海道職員採用上級試験（民間企業等職務経験者）を次のとおり行う。

平成15年4月18日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

1 試験区分、採用予定数、職務内容及び必要な民間企業等における業務経験

試験区分	採用予定数	職務内容	受験資格(必要な業務経験)
産業政策	国際関連分野 約1名	知事部局における国際化施策の企画調整、国際交流、国際協力・国際化の推進、海外との経済交流の促進、貿易の振興、国際航空路、国際航路等に関する事務	中国語、仏語、伊語、韓国・朝鮮語、ロシア語のいずれかにおいて、日常会話程度以上の語学力を有し、商社、旅行業、運輸業、製造業の会社・国際交流団体等において、貿易、国際協力、国際観光等国際関連業務の経験を有する者
	経済・金融関連分野 約1名	知事部局における経済政策の総合調整、中小企業金融、農林水産業金融等に関する事務	金融機関等において、融資、経営診断、経営指導等経営支援関連業務の経験を有する者
	流通・消費関連分野 約1名	知事部局における産業振興の企画・総合調整、農林水産物の流通に係る総合調整、食品等道産品の販路拡大等に関する事務、食品の安全・安心確保施策推進の総合調整、生産・流通・消費の総合的施策推進に関する事務	商社、流通業、広告代理業、製造業等において、仕入、マーケティング、セールスプロモーション、品質管理、消費者対応関連業務の経験を有する者

構造改革関連分野	約1名	知事部局における経済構造改革の総合調整、社会資本整備手法の企画・総合調整等、本道の構造改革に関する事務	シンクタンクやコンサルタント会社、企業等の経営企画部門において、組織、経営改革や事業評価関連業務の経験を有する者
一般行政	約2名	知事部局及び教育庁における一般行政事務	会社員、自営業者等としての業務経験を有する者

採用予定数は、欠員の状況等により変更することがある。

申込みは1試験区分に限る。また、申込後は試験区分の変更は原則としてできない。

2 受験資格

- (1) 昭和44年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
- (2) 学校卒業後の民間企業等における職務経験が5年以上の者（平成15年3月末日現在）  
民間企業等における職務経験には、受験資格欄に掲げた業務に6月以上継続して就業していた期間が該当する。  
同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。
- (3) 産業政策（国際関連分野）においては、中国語、仏語、伊語、韓国・朝鮮語、ロシア語のいずれかにおいて、日常会話程度以上の語学力を有している者  
ただし、次の者は受験できない。  
ア 日本国籍を有しない者  
イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者  
（ア）成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）  
（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
（ウ）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験日程、試験地等

試験	試験日	試験地	試験場
第1次試験	6月22日（日） 9：00（着席）～15：00（終了）	札幌市	受験票で通知する。
		東京都	日本大学（法学部2号館）
第2次試験	8月中旬～下旬	札幌市	第1次試験合格通知書で指定する。

第1次試験地は札幌市又は東京都のうち、都合の良い所を選ぶこと。

申込み受付後における試験地の変更は原則としてできない。

#### 4 試験方法及び内容

試験	試験種目	解答時間	内 容
第1次試験	一般知識 教養試験 (択一式)	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
	論文試験	2時間	職務経験に関する課題についての筆記試験(1題)
第2次試験	人物試験	第1次試験合格者に対して、個別面接、集団討論及び適性検査を行う。	

第1次試験問題の程度は、大学卒業程度のものである。

論文試験の評定は、一般知識教養試験の結果により、行わない場合がある。

#### 5 資格調査

受験資格の有無、申込書記入事項の真否等について行う。

#### 6 合格発表

第1次試験合格者発表	最終合格者発表	掲 示 場 所
8月7日(木) 午前9時 (予定)	9月19日(金) 午前9時 (予定)	人事委員会事務局、各支庁、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所

合格者発表は受験番号のみにより行う。

また、合格者には、合格通知書を送付する。合格通知書が発表の日から2日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせること。

なお、道のホームページ上 (<http://www.pref.hokkaido.jp>) でも合格者の受験番号を発表する。

#### 7 試験結果の開示

この試験の結果については、北海道個人情報保護条例(平成10年北海道条例第28号)第23条第1項の規定により、不合格となった者に限って口頭で開示を請求することができる。

受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、学生証等)を持参の上、午前9時から午後5時までの間に直接来庁すること(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

開示請求 できる人	開 示 期 間	開 示 内 容	開 示 場 所
第1次試験 不合格者	平成15年8月7日(木) ～ 15年9月8日(月)	第1次試験 の個別結果 及びその成 績順位	北海道総務部法制文書課行政情報センター(札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階) 北海道東京事務所の情報コーナー(東京都千代田区永田町2丁目17番17号 北海道東京事務所2階総務課内) ただし、東京事務所での開示請求は第1次試験を東京会場で受験した者に限る。
第2次試験 不合格者	平成15年9月19日(金) ～ 15年10月20日(月)		

#### 8 採用の経路

- (1) この試験の合格者は、試験区分ごとの作成する採用候補者名簿に登載される。この名簿は、原則として、平成16年4月以降の採用に対するもので、名簿の確定した日(最終合格者発表日)から1年間有効となる。

なお、既に所属企業等を退職している者は、平成15年度中に採用される場合もある。

- (2) 人事委員会は、各任命権者(知事、教育委員会等)からの請求に応じて合格者を成績順に提示し、各任命権者では、身体検査などを行って採用者を決定する。

なお、職務経験期間の証明ができない場合は、採用されない。

#### 9 給 与

(1) 初 任 給	初任給は、採用される者の経歴、その他を助案の上決定される。 (例：平成15年4月1日現在の金額)		
	採用時の年齢	大学卒業後民間企業等における職務経験年数	給 料 月 額
	30歳	8年	238,700円程度
	34歳	12年	263,500円程度
	この表における給料月額は、職務経験年数の全期間が「採用後の職務に直接役に立つと認められる職務に従事した期間」である場合のものである。		
(2) 諸 手 当	期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給される。		

#### 10 受 験 手 続

郵 送	申込方法	(1) 申込書に所定事項を記入し、申込書の所定欄に必ず50円切手をはって、北海道人事委員会事務局任用課（郵便番号060-8588 住所省略可）に郵送すること。 なお、必ず配達記録又は簡易書留にすること。 (2) 申込みの際、写真は必要ないが、第1次試験の受験の際は必ず受験票の写真ちょう付欄に6月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルをはってくること。
	受付期間	平成15年5月6日(火)～5月16日(金)(5月16日の消印有効)
イン ター ネッ ト	申込方法	北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.jp）から「北海道職員等採用試験情報」へアクセスし、申込み画面上の注意事項をよく確認の上、申し込むこと。 使用の機種や環境によって、対応できないことがあるので、その場合は郵送又は持参により申し込むこと。
	受付期間	平成15年5月6日(火)9：00～5月12日(月)17：00
持 参	申込方法	申込書の所定欄に必ず50円切手をはって、北海道人事委員会事務局（札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館11階）に提出すること。
	受付期間	平成15年5月15日(木)～5月16日(金)(各日とも9：00から17：00まで)

受験票は、6月6日（金）ごろまでに発送する予定である。

なお、6月13日（金）までに到着しないときは、人事委員会事務局に問い合わせること。

身体に障害のある者で、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望のある者は、受付期間中に人事委員会事務局まで申し出ること。

### 道 公 安 委 員 会 規 則

警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月18日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

北海道公安委員会規則第4号

警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則  
警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則（昭和47年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以下同じ。）」の次に「、警戒杖（長さ90センチメートル超130センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部に収まるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）」を加える。

第3条を次のように改める。

（護身用具の携帯の制限）

**第3条** 警備業者等は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

2 警備業者等は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

(1) 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

(2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する常駐警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

ア 空港

イ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ウ 大使館、領事館その他の外交関係施設

エ 国会関係施設及び政府関係施設

オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

カ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

(3) 規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務

3 警備業者等は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製のたて楯を携帯してはならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる警備業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則第1条第1項に規定する常駐警備業務（深夜（午前0時から日の出までをいう。）において行われるものに限る。）

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**道 公 安 委 員 会 告 示**

**北海道公安委員会告示第35号**

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年4月18日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRキン肉マンFX
		製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	30006900	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日	
	検 定 番 号	第30006900号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事		
代表者の氏名	代表取締役 松元邦夫		
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		

2	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型 式 名	CRマリンワールドA		
	製造業者名	株式会社藤商事		
型式試験番号	30003800			
検 定 年 月 日	平成15年4月18日			
検 定 番 号	第30003800号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
3	型 式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事	
		代表者の氏名	代表取締役 松元邦夫	
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型 式 名	CRマリンワールドD		
	製造業者名	株式会社藤商事		
	型式試験番号	30001700		
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
	検 定 番 号	第30001700号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
4	型 式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 株式会社ロデオ	
		代表者の氏名	代表取締役 谷澤 鑛 次	
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8	
		遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	型 式 名	ヤジュウR		
	製造業者名	株式会社ロデオ		
	型式試験番号	24100600		
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
	検 定 番 号	第24100600号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
型 式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ		

5	代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄	8	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
	製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号		代表者の氏名	代表取締役 市原 高明
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CR森の石松S 株式会社ミズホ 30004800		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
		検定年月日 検定番号		型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
		平成15年4月18日 第30004800号			ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CR天才パカボン2GE 株式会社大一商会 30007000
		検定の有効期間		検定年月日	平成15年4月18日
		公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定番号	第30007000号
6	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ	9	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
	代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄		検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
	製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地		代表者の氏名	代表取締役 賈田 久治
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CR森の石松 株式会社ミズホ 20097000		型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
		平成15年4月18日 第20097000号			回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ギガフィーバー 株式会社ガイドー 34003000
		検定の有効期間		検定年月日	平成15年4月18日
		公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定番号	第34003000号
7	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	10	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
	代表者の氏名	代表取締役 市原 高明		検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号		製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡寄島町12155-142番地
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CR天才パカボン2W 株式会社大一商会 30004700		型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名
		平成15年4月18日 第30004700号			回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 キングパルサー-30 山佐株式会社
		検定の有効期間		検定年月日	平成15年4月18日
		公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定番号	第30004700号

11	要	型式試験番号	24067800	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
	検 定 番 号	第24067800号		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 永 野 裕 豊		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CRハイサイ娘。S	
製造業者名		豊丸産業株式会社		
型式試験番号		30006500		
検 定 年 月 日	平成15年4月18日			
検 定 番 号	第30006500号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
12	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 永 野 裕 豊		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CRハイサイ娘。M	
		製造業者名	豊丸産業株式会社	
		型式試験番号	30007600	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
	検 定 番 号	第30007600号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
13	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型 式 名		CR三国遊義F		
製造業者名		マルホン工業株式会社		
型式試験番号		30008600		
検 定 年 月 日	平成15年4月18日			
検 定 番 号	第30008600号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
14	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CR三国遊義FX	
		製造業者名	マルホン工業株式会社	
		型式試験番号	30010500	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
	検 定 番 号	第30010500号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
15	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		
	代表者の氏名	代表取締役 井 置 定 男		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CR浮世絵GS2	
		製造業者名	株式会社ソフィア	
		型式試験番号	30007700	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
	検 定 番 号	第30007700号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
15	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		
	代表者の氏名	代表取締役 井 置 定 男		
	型式試験番号	30007700		

16	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	19	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号		代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作
	検定年月日	平成15年4月18日		製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
	検定番号	第30009300号		型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定年月日	平成15年4月18日
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社		検定番号	第30001900号
	代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作		検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
17	製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地	20	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区東神田二丁目5番12号 株式会社アリストクラートテクノロジーズ
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号		代表者の氏名	代表取締役 加茂 隆 曹
	検定年月日	平成15年4月18日		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600
	検定番号	第20102200号		型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定年月日	平成15年4月18日
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社		検定番号	第34006100号
	代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作		検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
18	製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地	21	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号		代表者の氏名	代表取締役 伊藤 二 博
	検定年月日	平成15年4月18日		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号
	検定番号	第30000400号		型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定年月日	平成15年4月18日
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社		検定番号	第30000400号
	代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作		検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間

22	要	型式試験番号	30005500	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
	検 定 番 号	第30005500号		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座		
	代表者の氏名	代表取締役 伊 藤 二 博		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CRくるんくるん2	
製造業者名		株式会社銀座		
型式試験番号	30008000			
検 定 年 月 日	平成15年4月18日			
検 定 番 号	第30008000号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
23	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		
	代表者の氏名	代表取締役 井 置 定 男		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CR浮世絵VS	
		製造業者名	株式会社ソフィア	
	型式試験番号	30009600		
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
	検 定 番 号	第30009600号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア			
代表者の氏名	代表取締役 井 置 定 男			
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地			
型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		

24	式 の 概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR浮世絵VS2
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	30008300
検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
検 定 番 号	第30008300号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
25	式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県東海市富木島町貴船49番地の1 株式会社クリエイト・ツーワン
		代表者の氏名	代表取締役 椎 名 遼一郎
		製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県東海市富木島町貴船49番地の1
		遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	モーモーパラダイス	
	製造業者名	株式会社クリエイト・ツーワン	
	型式試験番号	34004400	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日	
	検 定 番 号	第34004400号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
26	式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 里 見 治
		製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
		遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	ギャルズマジック	
	製造業者名	サミー株式会社	
	型式試験番号	34001200	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日	
	検 定 番 号	第34001200号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
26	式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫

27	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	30	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		代表者の氏名		代表取締役 後藤 常喜	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市天白区中砂町145番地	
		型式名	CR三国遊義M		型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		製造業者名	マルホン工業株式会社			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式試験番号	30012700	型式名		CRホットクルージングZ3		製造業者名 株式会社まさむら遊機	
	検定年月日	平成15年4月18日			型式試験番号	30008100		
検定番号	第30012700号		検定年月日	平成15年4月18日				
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定番号	第30008100号				
28	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機	検定の有効期間		公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
	代表者の氏名		代表取締役 後藤 常喜		検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市天白区中砂町145番地		代表者の氏名		代表取締役 毒島 秀行	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		型式名	CRホットクルージングZX1			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		製造業者名	株式会社まさむら遊機		型式名	CRフィーバーアラビアンナイツMXV		
型式試験番号	30003100		製造業者名	株式会社三共				
検定年月日	平成15年4月18日		型式試験番号	30012900				
検定番号	第30003100号		検定年月日	平成15年4月18日				
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定番号	第30012900号				
29	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機	検定の有効期間		公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
	代表者の氏名		代表取締役 後藤 常喜		検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市天白区中砂町145番地		代表者の氏名		代表取締役 毒島 秀行	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		型式名	CRホットクルージングVX1			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		製造業者名	株式会社まさむら遊機		型式名	CRフィーバーアラビアンナイツJXV		
型式試験番号	30011800		製造業者名	株式会社三共				
検定年月日	平成15年4月18日		型式試験番号	30013600				
検定番号	第30011800号		検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間				

	検 定 年 月 日	平成15年4月18日
	検 定 番 号	第30013600号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
33	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
	代表者の氏名	代表取締役 寶 田 久 治
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 回胴式遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 型 式 名 大ヤマトS 製造業者名 株式会社ガイドー 型式試験番号 34007400
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日
	検 定 番 号	第34007400号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
34	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 CRメリーといっしょL37 製造業者名 株式会社三洋物産 型式試験番号 30007800
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日
	検 定 番 号	第30007800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
35	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日
	検 定 番 号	第31001300号

36	の 概 要	型 式 名 CRメリーといっしょM23 製造業者名 株式会社三洋物産 型式試験番号 30003400
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日
	検 定 番 号	第30003400号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求
37	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 CRメリーといっしょM22 製造業者名 株式会社三洋物産 型式試験番号 30005900
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日
	検 定 番 号	第30005900号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
37	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 CRパーラー星人M2 製造業者名 株式会社三洋物産 型式試験番号 31001300
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日
	検 定 番 号	第31001300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間
37	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求

38	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号	41	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		代表者の氏名		代表取締役 国本幸司			
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府八尾市沼2丁目4番1号			
		型式名	パーラー星人M6		型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機			
		製造業者名	株式会社三洋物産			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			
	型式試験番号	31001800	型式名		レッドナンバーN		製造業者名		株式会社ネット	
	検定年月日	平成15年4月18日			型式試験番号	34006300				
	検定番号	第31001800号			検定年月日	平成15年4月18日				
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		検定番号	第34006300号						
39	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	42	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア			
	代表者の氏名		代表取締役 永野裕豊		代表者の氏名		代表取締役 石原昌幸			
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		製造又は検査を行う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機			
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			
		型式名	CRハイサイ娘。F		型式名	マジックモンスター		製造業者名		株式会社オリンピア
		製造業者名	豊丸産業株式会社		型式試験番号	34010700				
	型式試験番号	30009900			検定年月日	平成15年4月18日				
検定年月日	平成15年4月18日		検定番号	第34010700号						
検定番号	第30009900号		検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間						
40	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野一丁目19番14号 株式会社アスワン東京	43	検定申請者の氏名又は名称及び住所		名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社			
	代表者の氏名		代表取締役 松本孝司		代表者の氏名		代表取締役 上野栄作			
	製造又は検査を行う事業所の所在地		茨城県猿島郡三和町大字東山田字大綱3960番1		製造又は検査を行う事業所の所在地		本社工場：名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地			
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機			
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
		型式名	トコナツ		型式名	和（なごみ）ワールド		製造業者名		奥村遊機株式会社
		製造業者名	株式会社アスワン東京		型式試験番号					
	型式試験番号	24083300			検定年月日	平成15年4月18日				
検定年月日	平成15年4月18日		検定番号	第24083300号						
検定番号	第24083300号		検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間						

44	要	型式試験番号	30007900
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日	
	検 定 番 号	第30007900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
	代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	天才バカボン2EX
製造業者名		株式会社大一商会	
型式試験番号		30009500	
検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
検 定 番 号	第30009500号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
45	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミスホ	
	代表者の氏名	代表取締役 安 藤 壽 雄	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR大江戸夢歌舞伎
		製造業者名	株式会社ミスホ
	型式試験番号	30011100	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日	
	検 定 番 号	第30011100号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
46	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式試験番号	30013900		
検 定 年 月 日	平成15年4月18日		
検 定 番 号	第30013900号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
47	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR猛烈牙王MB
		製造業者名	株式会社ニューギン
	型式試験番号	30013500	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日	
	検 定 番 号	第30013500号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
48	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR猛烈牙王MA
		製造業者名	株式会社ニューギン
	型式試験番号	30016000	
	検 定 年 月 日	平成15年4月18日	
	検 定 番 号	第30016000号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
49	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫	

49	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR三国遊義MX
		製造業者名	マルホン工業株式会社
		型式試験番号	30016900
	検定年月日	平成15年4月18日	
	検定番号	第30016900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社
代表者の氏名		代表取締役 岸 勇 夫	
50	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR三国遊義HF
		製造業者名	マルホン工業株式会社
		型式試験番号	30015100
	検定年月日	平成15年4月18日	
	検定番号	第30015100号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代表者の氏名		代表取締役 毒 島 秀 行	
51	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRフィーバーアラビアンナイツFXV
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30014800
	検定年月日	平成15年4月18日	
	検定番号	第30014800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間	

52	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRフィーバーアラビアンナイツRXV
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30016200
	検定年月日	平成15年4月18日	
	検定番号	第30016200号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		
53	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府大阪市西淀川区姫島6丁目9番5号 株式会社ジェイピーエス
	代表者の氏名		代表取締役 綾 部 征四郎
	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府堺市片蔵1397番地
	型式概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ウルトラ200X 2
		製造業者名	株式会社ジェイピーエス
		型式試験番号	24096700
	検定年月日	平成15年4月18日	
	検定番号	第24096700号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年4月18日）から3年間		

北海道公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年4月18日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）

イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引<sup>けん引</sup>）

(2) 期日

ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

a 技能検定員審査（大型、普通、大特又は牽引<sup>けん引</sup>）を受ける場合  
平成15年6月23日（月）

b 技能検定員審査（普自二）を受ける場合  
平成15年6月23日（月）及び26日（木）の2日間

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者  
平成15年6月25日（水）から27日（金）までの3日間

イ 教習指導員審査

(ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

a 教習指導員審査（大型、普通、大特又は牽引<sup>けん引</sup>）を受ける場合  
平成15年5月28日（水）

b 教習指導員審査（普自二）を受ける場合  
平成15年5月28日（水）及び30日（金）の2日間

(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者  
平成15年5月29日（木）

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）  
平成15年5月29日（木）及び30日（金）の2日間

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号  
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

札幌方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

(2) 提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間

平成15年5月6日（火）から13日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(5) 申請先

札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号  
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所係  
電話 011-683-5770（内線 231、232）

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、

	その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道公安委員会告示第37号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第

1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年4月18日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア 技能検定員審査（大型二種）

イ 技能検定員審査（普通二種）

ウ 教習指導員審査（大型二種）

エ 教習指導員審査（普通二種）

(2) 期日 平成15年5月19日（月）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験札幌運転免許試験場

2 受審資格

(1) 札幌方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

(2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

(4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

(2) 提示書類

ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）

イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種

免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間

平成15年4月23日（水）から5月6日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(5) 申請先

札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所係

電話 011 - 683 - 5770（内線 231、232）

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の

知識	する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

**道函館方面公安委員会告示**

**北海道函館方面公安委員会告示第18号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第

1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。  
平成15年4月18日

北海道函館方面公安委員会委員長 山 根 繁

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）
- イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）

(2) 期日

- ア 技能検定員審査
  - (ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの  
平成15年5月28日（水）
  - (イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者  
平成15年6月25日（水）から27日（金）までの3日間

イ 教習指導員審査

- (ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの  
平成15年5月28日（水）
- (イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者  
平成15年5月29日（木）
- (ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）  
平成15年5月29日（木）及び30日（金）の2日間

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 函館市石川町149番地の23  
北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場  
ただし、1の(2)のアの(イ)並びに同イの(イ)及び(ウ)に係る審査は、次の場所で実施する。  
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号  
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

函館方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

(2) 提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間

平成15年5月1日（木）から14日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(5) 申請先

函館市石川町149番地の23  
北海道警察函館方面本部運転免許課教習所係  
電話 0138 - 46 - 2007（内線 313）

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっ	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

ている事項	
自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道函館方面公安委員会告示第19号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年4月18日

北海道函館方面公安委員会委員長 山根 繁

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型二種）
- イ 技能検定員審査（普通二種）
- ウ 教習指導員審査（大型二種）
- エ 教習指導員審査（普通二種）

(2) 期日 平成15年5月19日（月）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

- (1) 函館方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。
- (2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
- (3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
- (4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
- (5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通
- イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

(2) 提示書類

- ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
- イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）
- ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）
- エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間

平成15年5月1日（木）から8日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(5) 申請先

函館市石川町149番地の23  
北海道警察函館方面本部運転免許課教習所係  
電話 0138 - 46 - 2007（内線 313）

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。

	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

## 道旭川方面公安委員会告示

### 北海道旭川方面公安委員会告示第18号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年4月18日

北海道旭川方面公安委員会委員長 吉 田 裕

#### 1 審査の種類、期日、時間及び場所

##### (1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）
- イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）

##### (2) 期日

###### ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

a 技能検定員審査（大型、普通）を受ける場合

平成15年6月30日（月）

b 技能検定員審査（大特、<sup>けん</sup>牽引）を受ける場合

平成15年7月1日（火）

c 技能検定員審査（普自二）を受ける場合

平成15年7月2日（水）

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者

平成15年6月25日（水）から27日（金）までの3日間

###### イ 教習指導員審査

(ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

a 教習指導員審査（大型、普通）を受ける場合

平成15年6月2日（月）

b 教習指導員審査（大特、<sup>けん</sup>牽引）を受ける場合

平成15年6月3日（火）

c 教習指導員審査（普自二）を受ける場合

平成15年6月4日（水）

(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者

平成15年5月29日（木）

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）

平成15年5月29日（木）及び30日（金）の2日間

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 旭川市近文町17丁目2699番地の5

北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場

ただし、1の(2)のアの(イ)並びに同イの(イ)及びウに係る審査は、次の場所で行う。

札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験場札幌運転免許試験場

#### 2 受審資格

旭川方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

#### 3 審査の申請手続

##### (1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

##### (2) 提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

##### (3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

##### (4) 受付期間

平成15年5月6日（火）から16日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

##### (5) 申請先

旭川市近文町17丁目2699番地の5

北海道警察旭川方面本部運転免許課教習所係

電話 0166 - 51 - 2489（内線 313）

#### 4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関	

	する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項 その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道旭川方面公安委員会告示第19号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年4月18日

北海道旭川方面公安委員会委員長 吉 田 裕

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型二種）
- イ 技能検定員審査（普通二種）
- ウ 教習指導員審査（大型二種）
- エ 教習指導員審査（普通二種）

(2) 期日 平成15年5月19日（月）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

- (1) 旭川方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

- (2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
- (3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
- (4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
- (5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通
- イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

(2) 提示書類

- ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
- イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）
- ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）
- エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間

平成15年4月23日（水）から5月6日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(5) 申請先

旭川市近文町17丁目2699番地の5  
北海道警察旭川方面本部運転免許課教習所係  
電話 0166 - 51 - 2489（内線 313）

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関	実技試験により行うものとし、その合

<p>教習に関する知識</p>	<p>する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>格基準は、80パーセント以上の成績であること。 正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。</p>	<p>(2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。 (3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。 (4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。 (5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。</p>
<p>5 合格発表 合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。 6 問い合わせ先 審査に関する問い合わせは、申請先にすること。</p>			<p>3 審査の申請手続 (1) 提出書類 ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通 イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通 (2) 提示書類 ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型） イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通） ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型） エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）</p>
<p><b>道釧路方面公安委員会告示</b></p>			
<p><b>北海道釧路方面公安委員会告示第16号</b> 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。 平成15年4月18日 北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求</p> <p>1 審査の種類、期日、時間及び場所 (1) 種類 ア 技能検定員審査（大型二種） イ 技能検定員審査（普通二種） ウ 教習指導員審査（大型二種） エ 教習指導員審査（普通二種） (2) 期日 平成15年5月19日（月） (3) 時間 午前9時から午後5時まで (4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号 北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場</p> <p>2 受審資格 (1) 釧路方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。</p> <p>(3) 審査手数料の納付 審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。 (4) 受付期間 平成15年4月23日（水）から5月6日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。</p>			

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(5) 申請先

釧路市大楽毛北1丁目15番8号

北海道警察釧路方面本部運転免許課教習所係

電話 0154 - 57 - 5913 内線 39

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関	実技試験により行うものとし、その合

	する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能	格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道釧路方面公安委員会告示第17号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年4月18日

北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）

イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）

(2) 期日

ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの  
平成15年6月26日（木）

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者  
平成15年6月25日（水）から27日（金）までの3日間

イ 教習指導員審査

(ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの  
平成15年5月29日（木）

- (イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者  
平成15年5月29日（木）
- (ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）  
平成15年5月29日（木）及び30日（金）の2日間
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 釧路市大楽毛北1丁目15番8号  
北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場  
ただし、1の(2)の(イ)並びに同イの(イ)及び(ウ)に係る審査は、次の場所で実施する。  
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号  
北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

釧路方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通
- イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

(2) 提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間

平成15年5月6日（火）から13日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。  
なお、郵送による申請は、受け付けない。

(5) 申請先

釧路市大楽毛北1丁目15番8号  
北海道警察釧路方面本部運転免許課教習所係

電話 0154 - 57 - 5913 内線 39

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上

	必要な教習の技能	の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項 その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

- 5 合格発表  
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。
- 6 問い合わせ先  
審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

### 道北見方面公安委員会告示

#### 北海道北見方面公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年4月18日

北海道北見方面公安委員会委員長 磯江良三

#### 1 審査の種類、期日、時間及び場所

##### (1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）
- イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、<sup>けん</sup>牽引）

##### (2) 期日

##### ア 技能検定員審査

- (ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

平成15年5月30日（金）

- (イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者  
平成15年6月25日（水）から27日（金）までの3日間

#### イ 教習指導員審査

- (ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

平成15年5月30日（金）

- (イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者

平成15年5月29日（木）

- (ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）

平成15年5月29日（木）及び30日（金）の2日間

- (3) 時間 午前9時から午後5時まで

- (4) 場所 北見市大正141番地の1

北海道警察北見方面本部交通課北見運転免許試験場

ただし、1の(2)のアの(イ)並びに同イの(イ)及び(ウ)に係る審査は、次の場所で開催する。

札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

#### 2 受審資格

北見方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

#### 3 審査の申請手続

##### (1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

##### (2) 提示書類

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

##### (3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間

平成15年5月6日（火）から13日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(5) 申請先

北見市大正141番地の1  
北海道警察北見方面本部交通課教習所係  
電話 0157 - 36 - 7700 内線 221

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

北海道北見方面公安委員会告示第13号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成14年4月18日

北海道北見方面公安委員会委員長 磯江良三

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア 技能検定員審査（大型二種）

イ 技能検定員審査（普通二種）

ウ 教習指導員審査（大型二種）

エ 教習指導員審査（普通二種）

(2) 期日 平成15年5月19日（月）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

## 2 受審資格

(1) 北見方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

(2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

(4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

## 3 審査の申請手続

### (1) 提出書類

ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

### (2) 提示書類

ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）

イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定す

る教習指導員資格者証（普通）

### (3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

### (4) 受付期間

平成15年4月23日（水）から5月6日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

### (5) 申請先

北見市大正141番地の1

北海道警察北見方面本部交通課教習所係

電話 0157-36-7700 内線 221

## 4 審査の方法等

### (1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法	論文式の筆記試験により行うものとし、

に関する知識	その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
--------	----------------------------

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

正 誤

平成15年3月25日（第1452号）

北海道教育庁上川教育局告示第6号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行  
 327 右 28  
 誤 告示第6号  
 正 告示第7号